

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT①

教育長

教育委員長と教育長を一本化した
新「教育長」の設置

POINT③

総合教育会議

すべての地方公共団体に
「総合教育会議」を設置

POINT②

教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と
会議の透明化

POINT④

大綱

教育に関する「大綱」を
首長が策定



文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



これまでの 教育委員会の 課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会 の改革

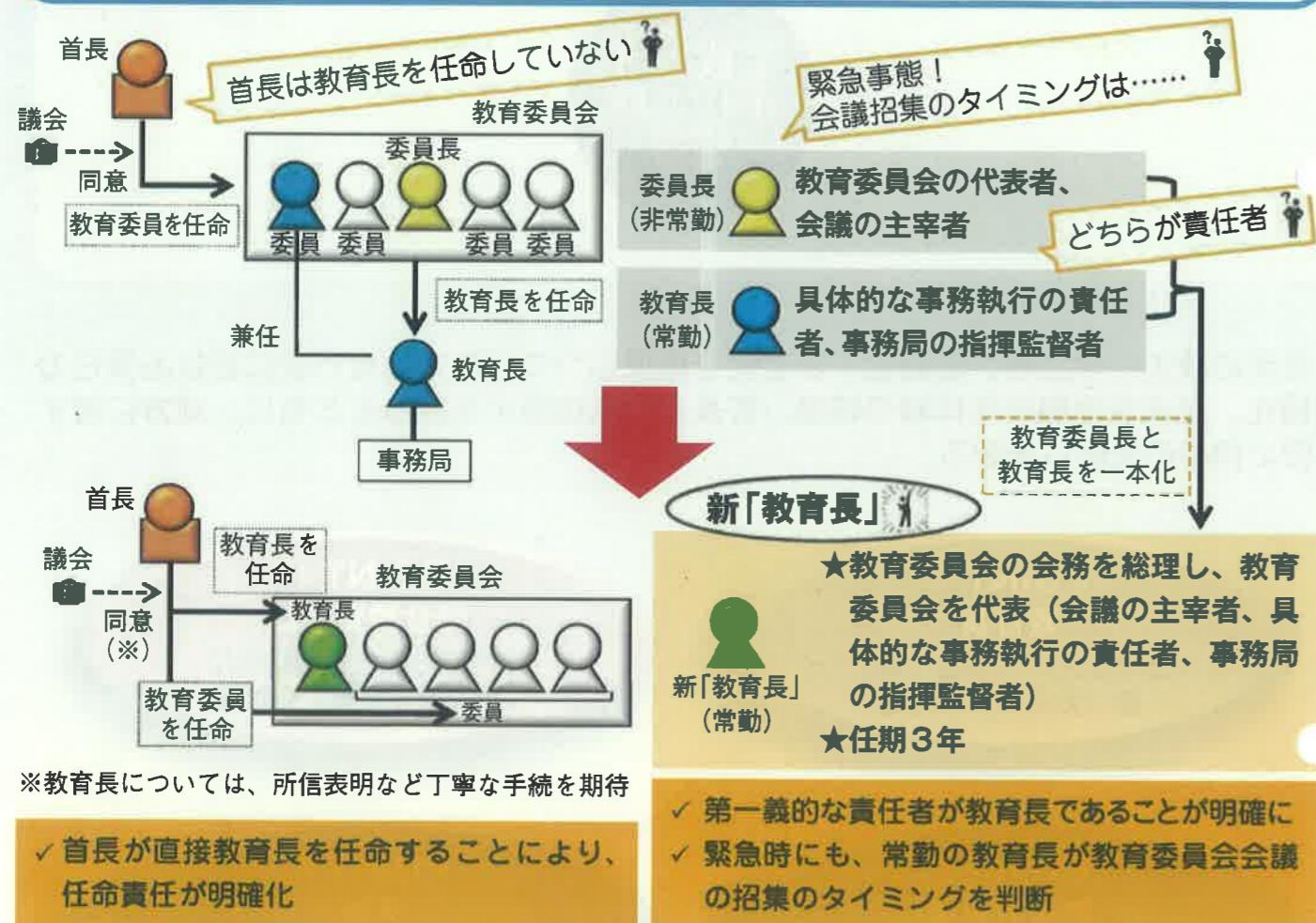
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- 教育委員会は、引き続き、執行機関
- 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

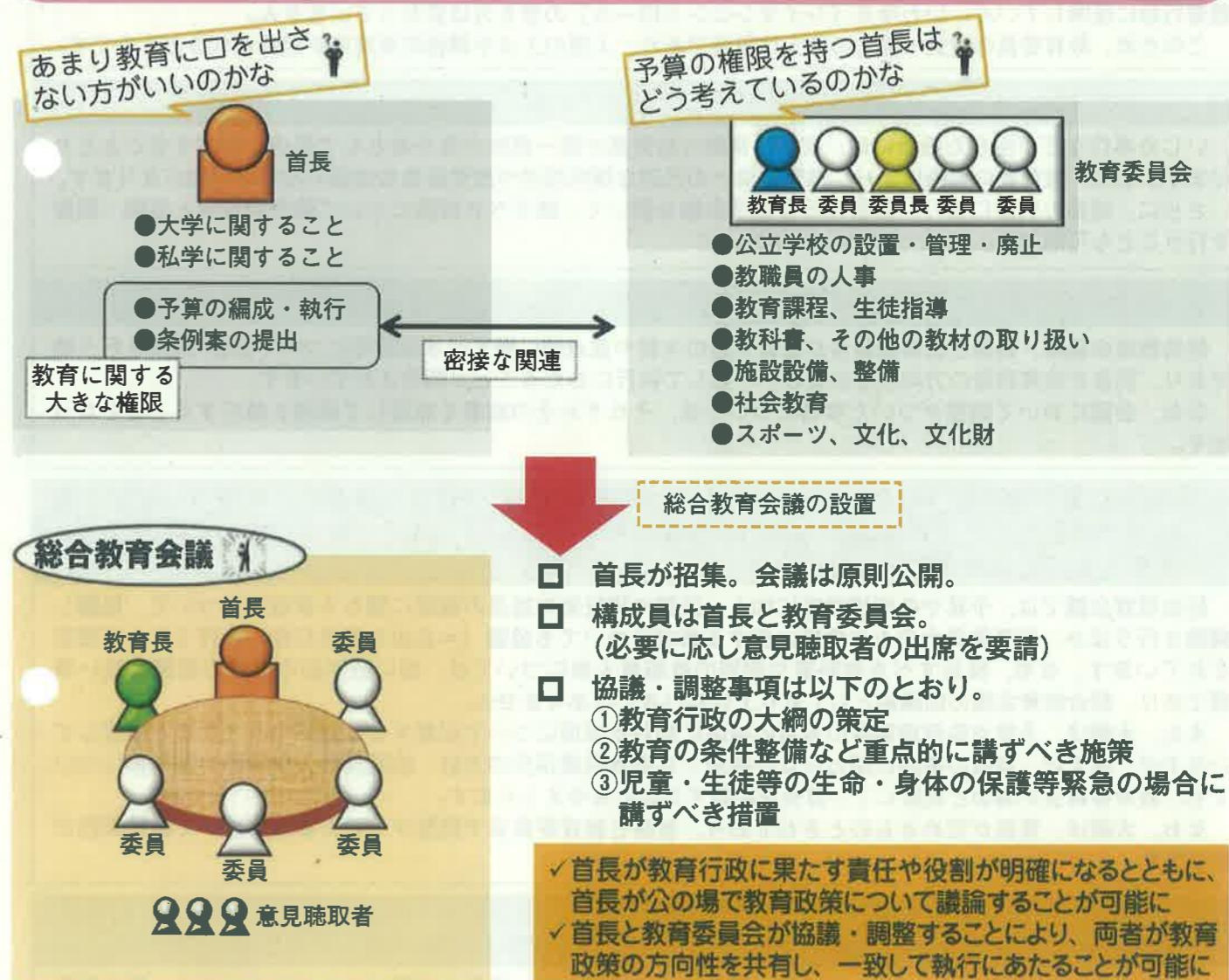
POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
 - 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - 教育委員の定数1／3以上からの会議の招集の請求
 - 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
 - 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
 - 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化